

データガバナンス体制の構築に向けて

個人情報保護委員会事務局参事官
香月健太郎 Kentaro Katsuki

元個人情報保護委員会事務局参事官補佐 弁護士
木村一輝 Kazuki Kimura

I

データガバナンス体制構築の重要性

デジタル化の進展は、個人情報の蓄積や分析を容易かつ高度にした。例えば、物やサービスの購入は、従前は店舗において現金で支払を行うのが一般であったが、近年はインターネットショップでの取引が増えたり、クレジットカードや電子マネーを利用することが多くなったため、誰が、いつ、どこで、何を購入したかがデータ化されて蓄積されるようになった。また、今日では、クラウドサービスの進展などにより、事業者が外部のリソースを利用してデータを容易に分析したり、AIの学習用データとして利用することが可能になるなど、個人情報の取扱いは高度化している。

一方で、個人情報から趣味などの様々な事項を推測できるようになるなど、一昔前では想定できないような形で個人情報が利用されることが増え、事業者においては、導入したシステムが不完全であったり、技術の利用方法を誤る等により個人情報の取扱いが不適正となることのリスクや、個人情報の利用や漏えいについて本人が不安感を抱くリスクの高まりに直面している。

もっとも、個人情報保護法を遵守しているからといって、このようなリスクの高まりに対して十分に対応できるものではない。個人情報保護法は、あらゆる分野の事業者を対象とする同

法の性格上、事業者が守るべき必要最小限のルールを定めたものである。上記のような個人情報の取扱いの拡大、高度化に対するリスクを管理するとともに、利用者の理解を十分に得ていくためには、提供するサービスに応じ、個人情報保護法の遵守の範囲にとどまらない自主的な措置を講じることが大切であり、そうした検討を実効的に行うため、事業者においてデータガバナンス体制を構築することが重要である。

例えば、データガバナンスのための組織体制を整え（下記Ⅱ）、利用するデータ特性や利活用の方法に応じてチェックポイントを追加するとともに（下記Ⅲ・Ⅳ）、従業員の教育（下記Ⅴ）や外部の協力（下記Ⅵ）により、これらの取組を下支えすることでデータガバナンス体制を構築することが考えられる。個人情報保護委員会（以下「当委員会」という。）では、事業者のデータガバナンス体制の構築を促すための取組を進めており、本稿ではその概要を紹介する。なお、当委員会は、データガバナンス体制構築の重要性を踏まえ、ウェブサイト「データガバナンス（民間の自主的取組）」というページを設けて、以下で紹介する文書などを掲載している。